

事業ごみの区分と種類



事業ごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分され、中にはリサイクル可能なものも含まれています。これらは、それぞれ処理方法が異なります。下記の表を参考に、正しい区分を知ることから始めましょう。

		産業廃棄物	リサイクル可能なもの	事業系一般廃棄物
業種によって産業廃棄物又は事業系一般廃棄物に区分される廃棄物の種類	紙類	A 建設業(注)、紙製造業、新聞業、製本業、出版業、印刷物加工業などから出るもの	新聞、ダンボール、O A用紙類、雑誌・パンフレット等印刷物、シュレッダー紙、雑誌がみ(包装紙、封筒、紙箱等)、秘密文書 再生可能な紙類	A 以外から出るもの 汚れた紙 においの付いた紙 水に溶けない紙 カーボン紙 など
	食品・生ごみ等	B 食料品・飲料・医薬品・香料製造業などにおいて原料として使用した不要物	食品関連企業から出る規格外製品や売れ残りを引き取り、福祉施設などへ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる活動があります。 お問い合わせ 広島市環境局環境政策課(TEL.082-504-2505)	B 以外から出るもの 厨芥ごみ 残飯 茶葉 など
	木くず	C 建設業(注)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの	個人から注文を受けて家具や建具を製造・販売する事業所は小売業になるため該当しません	C 以外から出るもの 木製の机・椅子 タンス・棚板類 雑草 など
	繊維くず	D 建設業(注)、繊維工業に係る天然繊維くず	不要になった布類など	D 以外から出るもの 布類 じゅうたん など ※合成繊維は廃プラスチック類となるため産業廃棄物です
業種にかかわらず産業廃棄物に区分される廃棄物の種類	廃プラスチック類	プラスチック製品など	再生可能なプラスチック製品	
	金属・電子機器	缶類・金属類・スチール製品・電子機器など	パソコンは、メーカーによる回収・リサイクルが行われています。 家電リサイクル法対象家電(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は販売店に引取りを依頼するか、指定引取場所に持ち込みましょう。	
	ガラスくず等	ガラス製品 陶磁器類 コンクリートくず 廃石膏ボード など	再生可能なガラス製品	
	その他	廃油・薬品類(液状) 電池類 蛍光灯・電球類 汚泥 その他複合製品 など	再生可能な廃油	

※上記の表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。(詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認ください。)

(注) 工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る

分別・出し方



産業廃棄物、事業系一般廃棄物、リサイクル可能なものを基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。

リサイクル可能なものを捨てていませんか？
雑がみ(包装紙、封筒、紙箱等)もリサイクルできる紙です。

再生可能な紙類は種類ごとに分別します。

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。

蛍光灯 電池類
金属 複合製品 ガラス陶磁器
雑がみ ミスコピー 新聞・雑誌
ペットボトル 缶 びん

産業廃棄物

- 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、それぞれの許可業者に委託します。
- 業者に廃棄物を引き渡すときには、マニフェストを交付します。
(翌年度マニフェストの交付状況を市に報告します。)

産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。

[ひろしま産廃ネット](#) [検索](#)

事業系一般廃棄物

- 一般廃棄物の収集運搬の許可業者に委託します。
- 市の指定袋に入れて排出します。

一般廃棄物の収集運搬業者の情報は、市ホームページに掲載しています。

[広島市 一般廃棄物 業者一覧](#) [検索](#)

- ◆指定袋取扱店、価格等については市ホームページをご確認ください。
- ◆指定袋には必ず事業所名を記入してください。

[広島市 事業ごみ 指定袋](#) [検索](#)

リサイクル可能なもの

- リサイクル可能なものはできるだけ分別し、再生業者に委託しましょう。

ごみを減らして
経費削減



再生事業者の情報は、広島県ホームページ「廃棄物再生事業者登録名簿」に掲載されています。

[広島県 廃棄物再生事業者登録名簿](#) [検索](#)

ごみの発生を抑えましょう

- ミスコピー紙等は裏面使用やメモ紙として再利用する
- 封筒やファイル等は繰り返し使用する
- 両面印刷や縮小印刷等により使用量を減らす
- 再生可能な紙類は分別し、リサイクルする
- 製造工程を見直し、廃棄物の削減に努める
- 通い箱の使用など運搬資材・梱包資材の省資源化・再使用を進める



使えるものは再使用しましょう

- 不要となった事務机や保管庫などは他の部署で使用する

使い捨て製品等の使用はできるだけ控えましょう

- 分包シュガー、紙コップ、紙製おしぼり等の使用を控える
- 箸は再使用可能なものにする
- 食品等の仕入れに通い箱を使用する

詳細は、「事業ごみ適正処理ガイドブック」をご覧ください。 [広島市 事業ごみ適正処理ガイドブック](#) [検索](#)

お問い合わせ先

広島市環境局業務部 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

●産業廃棄物に関すること…産業廃棄物指導課 TEL.082-504-2225、504-2226

●一般廃棄物に関すること…業務第一課 TEL.082-504-2220

環境局共通 FAX.082-504-2229

